

福岡市 社会福祉施設 監査基準

施設運営

(令和7年度)

福岡市こども未来局

目 次

	ページ
第 1 職員の配置状況	3
第 2 管理（運営）規程・重要事項説明書	6
第 3 就業規則	7
第 4 労使協定・届出等	19
第 5 給与規程	24
第 6 賃金・非常勤職員	27
第 7 社会保険・労働保険	30
第 8 社会福祉施設職員等退職手当共済制度	32
第 9 職員の健康診断	33
第10 苦情解決体制	37
第11 防火・防災対策	40
第12 衛生管理	45
第13 設備	46
第14 保育時間（開所日・開所時間）	47
第15 その他	48

別添

児童福祉施設設置基準

児童福祉施設職員配置基準

留 意 事 項

1 「評価区分」について

評価区分	説 明	指導形態	改善報告
A	1 福祉関係法令又は通知等に明らかに違反しており、社会福祉法人、社会福祉事業等の経営に重大な支障が生じている又は生じるおそれがあり、改善を必要とする場合 2 社会福祉法人、社会福祉事業等の経営の根幹に関わる事項であり、改善を必要とする場合	文書指導	要
B	1 福祉関係法令又は通知等に照らして不備があり、社会福祉法人、社会福祉事業等の経営に支障が生じている又は生じるおそれがあり、改善を必要とする場合 2 社会福祉法人、社会福祉事業等の経営に関わる事項であり、改善を必要とする場合	文書指導	不要
C	評価区分のA又はBには該当しないが、改善を必要とする場合	口頭指導	不要

- 評価区分の決定にあたっては、各評価区分の説明欄に示す内容により取り扱うこととしますが、違反や不備に至った経緯、背景や、指導を行った時点における法人側の対応状況等を勘案して決定する場合があります。
- 前回指導したにもかかわらず、全く改善されていない場合は、指導内容の重大性に応じ、上位の評価区分とする場合があります。
- 評価区分Aの改善指示事項(要約)及び改善状況を福岡市のホームページで公表します。

2 「自主点検」欄について

当該年度の監査方法が「書面監査」となった施設については、「自主点検」欄により自主点検を行い、自主点検表(鑑)及び担当者確認欄とともに、書面監査資料として提出してください。自主点検の状況については、実地監査の際に確認いたします。

＊ 次ページ以下の「評価区分」欄の各評価（A、B、C）は、標準的なものであり、評価対象の実際の事例に係る事情等を一切考慮しない絶対的なものではありません。

第 1 職員の配置状況

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第 1 職員の配置状況	1 職員定数に不足はないか。	・ 特定教育・保育等に要する費用の額（公定価格）の算定に関する基準 ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号） ・ 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例、福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（以下、「最低基準条例」とする。	* 児童福祉施設職員配置基準参照 * 全ての時間帯において、出席児童数、園児数に応じた職員を配置している。 * 委託費とは別に補助等が出ている加配職員は含めない。 （保育協会補助金の充実保育士や家庭支援推進保育士等） * 調理員は、お盆や土曜日も含め、適正に配置している。 * 嘱託医等を配置している。 * 延長保育の時間中も含め、開所時間中に保育士を 2 名以上配置している。 （ただし、保育短時間認定の時間帯以外の時間帯で、かつ歳児別の配置基準による必要保育士数の合計が 1 人となる時間帯に限り、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者でも可）（保育所） * 開園時間中に園児の教育及び保育に直接従事する職員を 2 名以上配置している。 （ただし、保育短時間認定の時間帯以外の時間帯で、かつ歳児別の配置基準による必要保育教諭数の合計が 1 人となる時間帯に限り、当該保育教諭等に加えて、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者でも可）（認定こども園）	① 職員が配置基準を下回っている。	A	☐ 適 ☐ 不適 別紙、最低基準様式1を参考に点検するこ	☐ 該当なし	
	2 職員の欠員が 1 ヶ月以上にわたっていないか。		* 委託費において加算が認定されている場合は、当該加算の要件を満たしていなければならない。	① 職員の欠員が1ヵ月以上にわたっている。	A	☐ 適 ☐ 不適	☐ 該当なし	
	3 職員の退職に問題はないか。職員の定着化に努めているか。	・ 労働契約法第16条 ・ 男女雇用機会均等法第9条第4項	◎ 労働契約法第16条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。 ◎ 男女雇用機会均等法第9条第4項 妊娠中の女性労働者及び出産後 1 年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。	① 労働関係法令に反した解雇を行っている。 ② 職員の退職が多く、その退職事由に問題がある。	A B	☐ 適 ☐ 不適 ☐ 適 ☐ 不適	☐ 該当なし ☐ 該当なし	
	4 パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、パワハラ相談に適切に応じる体制を整備しているか。	・ 労働施策総合推進法第30条の2	◎ 労働施策総合推進法第30条の2 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。	① 相談窓口を定め、職員に周知していない。	B	☐ 適 ☐ 不適	☐ 該当なし	

第 1 職員の配置状況

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	4 高年齢者の雇用確保措置を導入しているか。	・ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条	◎高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項 定年（65歳未満の者に限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置のいずれかを講じなければならない。 1 当該定年の引上げ 2 継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。）の導入 3 当該定年の定め廃止	① 高年齢者の雇用確保措置を導入していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	5 産休、育休、介護休又は長期の病休職員等がいる場合に、関係書類が整備され、補助金の交付を受けている場合は、代替職員が配置されているか。			① 関係書類が整備されていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				② 代替職員が配置されていない。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	6 施設長は専任か。	・ 社会福祉法第66条、74条	◎ 社会福祉法第66条 社会福祉施設には、専任の管理者を置かななくてはならない。（例外あり） * 施設長については、その任務の重要性から同一敷地内であっても専任化するのが望ましく、又やむを得ず兼務する場合であっても、給与の二重払い認められない。	① 施設長が他の施設の施設長等の職又は他の職業と兼務しており、施設の運営管理に重大な支障が生じている。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				② 施設長が他の施設の施設長等の職又は他の職業と兼務しており、給与の二重払いが行われている。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				③ 施設長が最低基準に定められた職員（保育士・調理員）と兼務しているにもかかわらず、減算の届出を提出していない。 (保育所・認定こども園のみ)	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第 1 職員の配置状況

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック				
	7 施設長は、各施設最低基準及び各種通知に示されている資格を有しているか。	・ 社会福祉法第19条 ・ 各施設最低基準	＊ 施設長の具備すべき要件については、各施設最低基準に示されているが、この中の抽象的要件(これらと同等以上の能力を有すると認められる者等)については、「施設長資格認定講習会」等の課程を修了した者を当該要件を具備する者となっている。 (<u>アンダーライン</u> 部分が抽象的要件) ◎ 児童福祉施設最低基準 <u>健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者</u>	① 施設長が無資格であり、講習会にも参加していない。 (幼保連携型認定こども園を除く)	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし		
	8 要資格職に無資格者はいないか。			① 要資格職に無資格の職員がいる。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし		
				② 資格証明書(保育士証を含む。)を整備していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし		

第2 管理（運営）規程・重要事項説明書

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第2 管理（運営）規程・重要事項説明書	1 管理（運営）規程は整備されているか。	・ 各施設最低基準 ・ 福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（以下「運営基準条例」という。）	(1) 管理（運営）規程は、施設の運営管理を規定する基本的規程であり、規定内容と現状に差異がないこと。	① 管理（運営）規程が整備されていない。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	2 管理（運営）規程の規定内容と現状に差異がないか。		(2) 重要事項説明書は、利用申込者が教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書であり、実際に提供する教育・保育内容に差異がないこと。	① 管理（運営）規程の規定内容と現状に差異がある	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	3 管理（運営）規程は職員に周知されているか。		(3) 上記内容については、職員・利用者(家族を含む)への周知が十分行われていることが必要である。	① 管理（運営）規程が職員に周知されていない。	C	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	4 重要事項説明書は適切に作成されているか。		(4) 教育・保育に要する費用（上乗せ分）、日用品・文具の購入費、行事参加費、給食費、通園費等の費用等の受領に当たり、文書により説明し、同意を得ておくことが必要である。	① 重要事項説明書が作成されていない。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				② 重要事項説明書の内容と現状に差異がある。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	5 教育・保育の提供の開始に際して、利用申込者に対して重要事項を説明しているか。			① 重要事項説明書を交付して説明を行っていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				② 利用申込者からの同意を得ていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	6 施設の見やすい場所に重要事項を掲示しているか。		◎ 運営基準条例第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	① 重要事項を掲示していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第3 就業規則

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第3 就業規則	1 就業規則は整備されているか。	・労働基準法第89条 ・労働基準法第90条 ・労働基準法施行規則第49条	◎ 労働基準法第89条 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。 1 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては、就業時転換に関する事項 2 賃金(臨時の賃金を除く。以下この号において同じ。)の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締め切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 3 退職に関する事項(解雇の事由を含む) 3の2 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払いの方法並びに退職手当の支払いの時期に関する事項 4 臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項 5 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項 6 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項 7 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項 8 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項 9 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項 10 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項	① 常時職員10人以上の施設で就業規則が作成されていない。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				② 常時職員10人未満の施設で就業規則が作成されていない。	C	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				③ 常時職員10人以上の施設で作成された就業規則を所轄労働基準監督署に届出をしていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	2 関係法令の改正に合わせて改正し、理事会での議決を得て、所轄労働基準監督署に届出をしているか。			① 関係法令の改正に合わせて改正されていない。又は、改正されていても所轄労働基準監督署に届出をしていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	3 規定内容と現状に差異はないか。			① 規定内容と現状に差異がある。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	4 職員へ周知されているか。	・労働基準法第106条 ・労働基準法施行規則第52条の2	◎ 労働基準法第106条 使用者は、就業規則及び法令に定める労使協定等を常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備えつけること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって労働者に周知させなければならない。	① 職員に周知していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第3 就業規則

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック	

第3 就業規則

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック														
	5 職員の労働時間は、労働基準法に定める労働時間を超えていないか。	・労働基準法第32条 ・労働基準法第32条の2 ・労働基準法第32条の4	◎ 労働基準法第32条 1 使用者は、労働者に休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。 2 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。	① 職員の所定労働時間が、（変形労働期間を平均して）週40時間を超えている。 ② 勤務時間割振表が作成されるなど勤務時間管理がなされていない。	B B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし												
◎ 1ヵ月単位の変形労働時間制（労働基準法32条の2） 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は就業規則その他これに準ずるものにより、1ヵ月以内の一定期間を平均し1週間当たりの労働時間が前条第1項の労働時間を超えない定めをしたときは、同条の規定にかかわらず、その定めにより、特定された週において同項の労働時間又は特定された日において同条2項の労働時間を超えて、労働させることができる。 → 従って、就業規則に定めがあれば、書面による労使協定及び当該協定の所轄労働基準監督署への届け出は不要。 ＊ 1ヵ月単位（1ヵ月以内であれば、10日、2週間、4週間又は1ヵ月でも可。）の変形労働時間制の場合 変形期間中の労働時間の総枠の計算式は次のとおり。 40時間 × $\frac{\text{変形期間の日数}}{7\text{日}}$ <table><tr><td>変形期間</td><td>10日単位</td><td>2週単位</td><td>4週単位</td><td>1ヵ月単位（月30日）</td><td>1ヵ月単位（月31日）</td></tr><tr><td>限度時間</td><td>57.1時間</td><td>80.0時間</td><td>160.0時間</td><td>171.4時間</td><td>177.1時間</td></tr></table> ◎ 1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4） (1) 1年単位の変形労働時間制を実施するには、書面による労使協定を締結し、所轄労働基準監督署に届け出ることが必要。労使協定については次の事項を定めること。 ア 対象労働者の範囲（対象期間の最初の日から末日までの期間使用する労働者に限る。） イ 対象期間（1ヵ月超1年以内の任意の期間。例えば3ヵ月単位、1年単位。） ウ 対象期間における労働日と労働日ごとの所定労働時間（対象期間を平均して1週間の労働時間が40時間以内）となるように定めることが必要 エ 対象期間の起算日 オ 上記の所定労働時間を超えて労働させた場合は、割増賃金を支払うこと。 (2) ただし、1年単位の変形労働時間制を採用するには、1日10時間以内、1週52時間以内の制限がある。従って夜勤勤務（実労働時間10時間超）のある施設で1年単位の変形労働時間制を採用する場合は、注意すること。									変形期間	10日単位	2週単位	4週単位	1ヵ月単位（月30日）	1ヵ月単位（月31日）	限度時間	57.1時間	80.0時間	160.0時間	171.4時間	177.1時間
変形期間	10日単位	2週単位	4週単位	1ヵ月単位（月30日）	1ヵ月単位（月31日）															
限度時間	57.1時間	80.0時間	160.0時間	171.4時間	177.1時間															

第3 就業規則

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック							
	6 休憩時間及び休日は適正に定められているか。	＊ 1年単位の変形労働時間制の場合 対象期間中の労働時間の総枠の計算式は次のとおり。 40時間 × $\frac{\text{対象期間の日数}}{7 \text{ 日}}$ <table><tr><td>対象期間</td><td>3 カ月（92日）</td><td>4 カ月（122日）</td><td>6 カ月（183日）</td><td>1 年（365日）</td></tr><tr><td>限度時間</td><td>525.7時間</td><td>697.1時間</td><td>1045.7時間</td><td>2085.7時間</td></tr></table> ＊ 対象期間を1ヵ月以上の期間ごとに区分した場合は、区分した各期間の初日の少なくとも30日前までに勤務シフトを定めなければならない。	対象期間	3 カ月（92日）	4 カ月（122日）	6 カ月（183日）	1 年（365日）	限度時間	525.7時間	697.1時間	1045.7時間	2085.7時間	③ 勤務シフトを30日前までに定めていない。（1年単位変形労働時間制の場合）
			対象期間	3 カ月（92日）	4 カ月（122日）	6 カ月（183日）	1 年（365日）						
			限度時間	525.7時間	697.1時間	1045.7時間	2085.7時間						

第3 就業規則

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
			3 次に掲げる労働者（一週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間以上の者を除く。）の有給休暇の日数については、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による有給休暇の日数を基準とし、通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数（第一号において「通常の労働者の週所定労働日数」という。）と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数とする。 (1) 一週間の所定労働日数が通常の労働者の週所定労働日数に比し相当程度少ないものとして厚生労働省令で定める日数以下の労働者 (2) 週以外の期間によつて所定労働日数が定められている労働者については、一年間の所定労働日数が、前号の厚生労働省令で定める日数に一日を加えた日数を一週間の所定労働日数とする労働者の一年間の所定労働日数その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める日数以下の労働者 4 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者が有給休暇を時間を単位として請求したときは、前三項の規定による有給休暇の日数のうち第二号に掲げる日数については、これらの規定にかかわらず、当該協定で定めるところにより時間を単位として有給休暇を与えることができる。 (1) 時間を単位として有給休暇を与えることができることとされる労働者の範囲 (2) 時間を単位として与えることができることとされる有給休暇の日数（五日以内に限る。） (3) その他厚生労働省令で定める事項 5 使用者は、第一項から第三項までの規定による有給休暇（これらの規定により使用者が与えなければならない有給休暇の日数が十労働日以上である労働者に係るものに限る）の日数のうち五日については、基準日から一年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。	④ 年次有給休暇がほとんど取得されていない。 ⑤ 時間単位の年次有給休暇を付与する場合に労使協定を締結していない。 ⑥ 年次有給休暇が10日以上付与されているにも関わらず、年次有給休暇が5日以上が取得されていない。	B B B	☐適 ☐不適	☐適 ☐不適	☐該当なし ☐該当なし ☐該当なし

第3 就業規則

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	8 職員の労働時間を適正に把握しているか。	・労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	◎ 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29年1月20日付) 1 趣旨 使用者は労働時間を適切に関する責務を有しているが、現状では、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。）の不適切な運用等により労働基準法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じていること等、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられる。 このため、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。 2 ガイドラインの適用範囲 対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定（労働基準法第4章）が適用される全ての事業場である。 対象労働者は労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者を除くすべての労働者である（管理・監督者を含む） 3 労働時間の考え方 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間にあたる。 そのため、次のアからウはのような時間は労働時間として扱わなければならない。 ア 使用者の指示により就業を命じられた業務に必要な準備行為や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間。 イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」） ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間。	① 職員の労働時間を適正に把握していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第3 就業規則

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック	
			4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置。 (1) 始業・終業時刻の確認及び記録 ・使用者は労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。 (2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法 ・使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。 ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。 イ タイム・カード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。 (3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置 ・上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざる得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。 ア 労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し適正に自己申告を行うことなどについて十分に説明すること。 イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置に関して十分な説明を行うこと。 ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間を補正すること。 エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。 オ 使用者は労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならない。 (4) 賃金台帳の適正な調整 使用者は労働者ごとに労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数等を適正に記入しなければならない。 (5) 労働時間の記録に関する書類の保存 使用者は労働時間の記録に関する書類を3年間保存しなければならない。				

第3 就業規則

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	9 産前・産後休暇、妊産婦の時間外労働等の制限、育児時間及び育児休業・介護休業は規定化され適切に付与されているか。	・労働基準法第65条 ・労働基準法第66条 ・労働基準法第67条 ・労働基準法第39条8項 ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	◎ 労働基準法第65条 1 使用者は、6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2 使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。 3 使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。 ◎ 労働基準法第66条 1 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第32条の2第1項、第32条の4第1項及び第32条の5第1項の規定にかかわらず、一週間について第32条第1項の労働時間、一日について同条第2項の労働時間を超えて労働させてはならない。 2 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第33条第1項及び第3項並びに第36条第1項の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならず、又は休日に労働させてはならない。 3 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、深夜業をさせてはならない。 ◎ 労働基準法第67条 1 生後満1年に達しない生児を育てる女性は、第34条の休憩時間のほか、1日2回おのおの少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる。 2 使用者は、前項の育児時間中は、その女性を使用してはならない。 ◎ 労働基準法第39条8項 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号に規定する育児休業又は同条第2号に規定する介護休業をした期間並びに産前産後の女子が第65条の規定によって休業した期間は、第1項及び第2項の規定（年次有給休暇の付与における出勤率）の適用については、これを出勤したものとみなす。	① 産前・産後休暇、妊産婦の時間外労働等の制限、育児時間及び育児休業・介護休業が規定化されていない。 ② 産前・産後休暇、育児時間及び育児休業・介護休業が付与されていない。 ③ 対象者がいるにもかかわらず、育児・介護休業給付(ハローワーク所管)や社会保険個人負担免除(育休のみ：社会保険事務所所管)について事業主が行う手続きが行われていない又は、著しく遅延している。 ④ 育児休業・介護休業規程等が法改正に併せて改正されていない。 ⑤ 育児休業・介護休業規程(労働基準法上は就業規則の一部となる)が制定又は改正されているが、所轄労働基準監督署に届け出られていない。	B A B B B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第3 就業規則

[illegible]

第3 就業規則

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	10 採用時に、労働契約書・採用辞令等が交付されて職員採用関係書類が整備されているか。	・労働基準法第15条 ・労働基準法施行規則第5条 ・福岡市保育課長通知	◎ 労働基準法施行規則第53条 1 法第107条第1項の労働者名簿に記入しなければならない事項は、同条同項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。 (1) 性別 (2) 住所 (3) 従事する業務の種類 (4) 雇入の年月日 (5) 解雇又は退職の年月日及びその理由 (6) 死亡の年月日及びその理由 2 常時30人未満の労働者を使用する事業においては、前項第3号に掲げる事項を記入することを要しない。 ◎ 労働基準法第15条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。 ◎ 労働基準法施行規則第5条 使用者が法第15条第1項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第1号の2に掲げる事項については期間の定めのある労働契約（以下この条において「有期労働契約」という。）であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第4号の2から第11号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。 1 労働契約の期間に関する事項 1の2 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項に規定する通算契約期間をいう。）又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。） 1の3 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項（就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。） 2 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働時間の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 3 賃金（退職手当及び第5号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 4 退職に関する事項（解雇の事由を含む。） 4の2 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項 5 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与及び第8条各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項	① 労働契約書・採用辞令等が交付されていない。 ② 採用時の健康診断が実施されていない。 ③ その他就業規則に定める職員採用関係書類が整備されていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
					B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
					C	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第3 就業規則

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
			6 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項 7 安全及び衛生に関する事項 8 職業訓練に関する事項 9 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 10 表彰及び制裁に関する事項 11 休職に関する事項 (平成24年8月2日付け保育所指導課通知) 職員（賃金・非常勤職員を含む。）に施設に於ける結核集団感染を防止するため、結核検診（胸部エックス線撮影）を受診させ、その結果を確認すること。雇用前3ヵ月以内に受診した健康診断書での確認も可能。					
	11 正規職員と非常勤職員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けていないか。	・ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	◎ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して不合理と認められる相違を設けてはならない。 第9条 事業主は職務の内容が通常の労働者との同一の短時間・有期雇用労働者であってその職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについては短時間・有期雇用労働者であることを理由にして、基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならない。	① 正規職員と非常勤職員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けている。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	12 非常勤職員から「正規職員との待遇差の内容や理由」などについて、説明を求められた際には説明しているか。		第14条 2 事業主はその雇用する短時間・有期雇用労働者から求めがあったときは、当該短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由について、当該短時間・有期雇用労働者に説明しなければならない。	① 非常勤職員から「正規職員との待遇差の内容や理由」などについて、説明を求められたにも関わらず、説明をしていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	13 非常勤職員が「正規職員との待遇差の内容や理由」の説明を求めたことを理由に当該職員に対して不利益な取り扱いをしていないか。		3 事業主は、短時間・有期雇用労働者が通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由について説明を求めた際には説明を求めたことを理由に、当該短時間・有期雇用労働者対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。	① 非常勤職員が「正規職員との待遇差の内容や理由」の説明を求めたことを理由に当該職員に対して不利益な取り扱いをした。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	14 昇給・昇格時に給与規程等に定められた辞令等が交付されているか。			① 昇給・昇格時の辞令等が交付されていない。	C	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第 4 労使協定・届出等

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第 4 労使協定・届出等	1 36(時間外)協定は1年に1回締結され、労働基準監督署に届け出られているか。	・労働基準法第36条 ・労働基準法施行規則第17条	◎ 労働基準法第36条 1 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。	① 36協定が1年に1回締結されていない。又は所轄労働基準監督署に届け出られていない。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	2 36協定の残業時間の上限は、原則月45時間・年360時間となっているか。 (1年単位の変形労働制を採用している場合は月42時間・年360時間)			② 36協定が協定対象期間開始日後に届け出られている。	C	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	3 36協定を職員に周知しているか。	・労働基準法第106条	2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。（一～三及び五は省略） 四 対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数 3 前項第四号の労働時間を延長して労働させることができる時間は、当該事業場の業務量、時間外労働の動向その他の事情を考慮して通常予見される時間外労働の範囲内において、限度時間を超えない時間に限る。 4 前項の限度時間は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間）とする。 ◎ 労働基準法第106条 使用者は労働基準法第36条第 1 項に規定する協定を常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他厚生労働省令で定める方法によって労働者に周知させなければならない。	① 36協定の残業時間の上限が法律で規定された上限を超えている。 (常時使用する労働者数が100人を超える法人のみ対象)	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				① 36協定を職員に周知していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第 4 労使協定・届出等

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
			◎ 労働基準法施行規則第17条 1 法第36条の規定による届出は、様式第9号により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。 2 法第36条に規定する協定（労使委員会の決議及び労働時間短縮促進委員会の決議を含む。）を更新しようとするときは、使用者は、その旨の協定を所轄労働基準監督署に届け出ることによって、前項の届出にかえることができる。 ＊ 36(時間外)協定の有効期間は1年であるため、毎年更新する必要がある。					
	4 1年単位の変形労働時間制を採用する場合は、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出られているか。	・労働基準法第32条の4	◎ 労働基準法第32条の4 第 3 就業規則 5 参照	① 1年単位の変形労働時間制に係る労使協定が締結されていない。又は協定が締結されていても所轄労働基準監督署に届け出られていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	5 1年単位の変形労働時間制に係る労使協定を職員に周知しているか。	・労働基準法第106条	◎ 労働基準法第106条 使用者は労働基準法第32条の 4 第 1 項に規定する協定を常常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他厚生労働省令で定める方法によって労働者に周知させなければならない。	① 1年単位の変形労働時間制に係る労使協定を職員に周知していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	6 労働者（賃金・非常勤職員を含む）を宿直又は日直の勤務で断続的な業務に就かせる場合、労働基準監督署の許可を得ているか。	・労働基準法第41条 ・労働基準法施行規則第23条 ・最低賃金法第7条	◎ 労働基準法第41条 この章、第6章及び第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。（第1号、第2号略） 3 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの ◎ 労働基準法施行規則第23条 使用者は、宿直又は日直の勤務で断続的な業務について、様式第10号によって、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、これに従事する労働者を法第32条にかかわらず、使用することができる。	① 労働基準監督署の許可を得ずに労働者を宿直又は日直の勤務に就かせている。（宿直専門員等の断続的労働に従事する者の最低賃金減額特例許可を含む）	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第 4 労使協定・届出等

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック	
			＊ 社会福祉施設における宿直勤務については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に、労働基準法施行規則第23条による許可が与えられる。 ア 通常の勤務時間の拘束から完全に解放されたものであること。 イ 夜間に従事する業務は、施設内巡視、文書・電話の収受又は非常事態に備えての待機等の一般の宿直業務のほか、少数の入所児（者）に行う夜尿起こし、おむつ取り替え、検温等の介助作業であって軽度かつ短時間の作業に限る。 ウ 夜間に十分睡眠を取りうること。 エ 前記以外に、一般の宿直許可の際の条件を満たしていること。 （一般の宿直許可の際の条件） ① 原則として、通常勤務における労働は行わず、定時的な巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とするものであること。 ② 宿直、日直の勤務回数が原則として、宿直週1回以下、日直月1回以下であること。 ③ 1回の宿日直手当は宿日直勤務につくことが予定されている同種の労働者の1人1日当たり平均の賃金額の3分の1以上であること。 ④ 宿直については、寝具、暖房等相当の睡眠設備を設けること。 ⑤ 社会福祉施設では女子の宿日直勤務はできるが、年少者はさせられない。 ◎ 最低賃金法第7条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第4条の規定を適用する。 1 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 2 試の使用期間中の者 3 職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であって厚生労働省令で定めるもの 4 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者				

第 4 労使協定・届出等

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	7 24(給与引去)協定は締結されているか。	・労働基準法第24条1号	◎ 労働基準法第24条1号 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は省令で定める賃金について確実な支払いの方法で省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。 ＊ 控除の具体例 ア 法定控除 （ア）健康保険、厚生年金保険及び児童手当拠出金に係る社会保険料 （イ）雇用保険及び労災保険に係る労働保険料 （ウ）所得税及び住民税 イ 法定外控除 （ア）民間社会福祉事業職員共済掛金 （イ）職員給食費 （ウ）職員親睦会費 （エ）財形貯蓄積立金 （オ）団体加入生命保険料等	① 24(給与引去)協定が締結されていないにもかかわらず、給与から法定控除以外の引き去りがなされている。 ② 24(給与引去)協定で締結されていない項目が給与から引き去られている。	A B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	8 24(給与引去)協定を職員に周知しているか。	・労働基準法第106条	◎ 労働基準法第106条 使用者は、労働基準法第24条第1項ただし書、に規定する協定を常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって労働者に周知させなければならない。	③ 24(給与引去)協定の内容を職員に周知していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	9 銀行口座振込にしている場合は、全員から同意書を徴しているか。	・労働基準法施行規則第7条の2	◎ 労働基準法施行規則第7条の2 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払いについて当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振り込みによることができる。 ＊ 口座振込は、書面による個々の労働者の申し出又は同意により開始し、その書面には次に掲げる事項を記載すること。 (1) 口座振込を希望する賃金の範囲及びその金額 (2) 指定する金融機関店舗名並びに預金又は貯金の種類及び口座番号 (3) 開始希望時期	① 銀行口座振込にしている場合に、同意書を徴していない職員がいる。	C	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				② 銀行口座振込に係る労使協定を締結していない。	C	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第 4 労使協定・届出等

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック	
			＊ 口座振込を行う事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と、次に掲げる事項を記載した書面による協定を締結すること。 (1) 口座振込の対象となる労働者の範囲 (2) 口座振込の対象となる賃金の範囲及びその金額 (3) 取扱金融機関の範囲 (4) 口座振込の実施開始時期				

第 5 給与規程

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第 5 給与規程	1 給与規程が適正に整備されているか。	・ 労働基準法第89条	◎ 労働基準法第89条 第 3 就業規則 1 参照	① 給与規程が正規の手続きを経て作成されていない。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
		・ 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	* 給与規程（別表を含む）は、就業規則の一部をなすものであり、その作成及び変更手続きは就業規則の作成及び変更として行われる。（理事会での審議、労働基準監督署への届出等）	② 給与規程が正規の手続きを経て変更されていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	2 給料及び諸手当の支給基準は明確になっているか。	社援発0312001号局長通知(最終改正：平成29年3月29日)	* 初任給格付、前歴換算表、標準職務表を定め規程どおりに格付けすること。	① 初任給格付、昇給格付の運用が適正でない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	3 給与規程の内容は適正か。	社援発0312002号課長通知(最終改正：平成29年3月29日)	◎ 社援発0312001号、経理等通知 給与に関する規程が整備され、その規程により「適正な給与水準」が維持される等人件費の適用が適正に行われていること。 * 委託費等の弾力運用を行うための要件である。	① 給料及び諸手当の支給要件、支給額等が明確になっていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
		・ 経理等通知、	◎ 社援発0312002号、255号通知 上記の「適正な給与水準」の判断に当たっては、次のような事項に留意されたいこと。 (1) 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。 (2) 施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。 (3) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。 (4) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。 (5) 各種手当は給与規程に定められたものであり、かつ、手当額、支給率が適当であること。	② 初任給、定期昇給等について職員間の均衡がとれていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
		府子本第254号・雇児発0903第6号 (最終改正：平成30年4月16日)		③ 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されている。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	4 規程内容と実態に差異はないか。	・ 255号通知 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて		① 各種手当の手当額、支給率等が給与規程の規定内容と異なっている。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
		府子本第255号・雇児保発0903第1号 (平成27年9月3日)	・ 各種手当の額は、関係書類の審査等により適切に認定されている必要がある。	② 給与規程に明文のない給料決定、昇給・昇格について理事会に諮っていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				③ 給与規程に定められた手続きのとおり支給がなされていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第5 給与規程

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	5 扶養、住居、通勤手当の関係書類(事実を確認できる書類を含む)は整備され認定は適切か。			① 扶養、住居、通勤手当の関係書類が整備されておらず認定も不適切である。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	6 時間外勤務手当(休日勤務手当を含む)の実績簿が整備され、実績に基づき適正に支給されているか。	・労働基準法第37条 ・労働基準法施行規則第19条、第20条、第21条 ・労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令	* 時間外勤務手当等の算定については、法(労働基準法37条等)に定められたとおりに行うこと。	① 労使双方で実績を確認した時間外勤務手当実績簿が作成されていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
			ア 時間外勤務手当 ・ 割増率125/100（深夜勤務の場合150/100） ・ 算定基礎には、扶養手当、通勤手当、住居手当、別居手当、子女教育手当等は含めなくてよい(休日勤務手当、深夜勤務手当も同様)が、それ以外の手当は算入しなければならない。	② 時間外勤務手当の実績と支給に著しい差がある。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
			イ 休日勤務手当 ・ 割増率135/100（深夜勤務の場合160/100） ・ 労働基準法上の休日とは法定休日(週1日または4週4日)を指す。	③ 時間外手当に一部支給もれがある。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
			ウ 深夜勤務手当 ・ 労働時間×25/100 ・ 深夜とは午後10時から午前5時までをいい、労働時間とは、その時間帯における休憩時間を除く実労働時間をいう。	④ 時間外勤務手当の1時間当たりの単価の算定が規定と異なる。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
			エ 管理職手当 支給根拠を明確にすること。時間外勤務手当との併給はできない。	⑤ 時間外勤務手当の算定基礎に、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われる賃金、1ヵ月を超える期間毎に支払われる賃金（ボーナスなど）以外で算入されていない手当がある。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
			◎ 労働基準法第41条 2 労働時間、休憩及び休日に関する規程は、事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う労働者については適用しない。	⑥ 勤務時間の端数処理が給与規程と異なっている。又は端数処理の方法が不適切（切り捨てのみ等となっている。）である。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				⑦ 労働基準法第41条第2号に定める管理監督の地位にある者に時間外勤務手当が支給されている。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第 5 給与規程

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	7 給与等の支給は適正に行われているか。	・労働基準法第24条2号	◎ 労働基準法第24条2号 賃金は、毎月、1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので省令で定める賃金については、この限りではない。	① 給与等の計算に誤りがある。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				② 給与支給明細書が職員に交付されていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				③ 現金支給の場合に賃金台帳等に職員の受領印が押されていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	8 賃金(給与)台帳が整備されているか。	・労働基準法第108条 第109条 ・労働基準法施行規則第54条、第55条、第56条	* 各施設ごとに賃金(給与)台帳を整備し、職員各人別に賃金計算の基礎となる事項(氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、時間外勤務・休日・深夜労働時間数、基本給、諸手当、控除額)について、賃金支払いの都度記入しなければならない。 * 賃金(給与)台帳は3年間保存しなければならない。(労働基準法第109条)	① 賃金台帳が整備されていない。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				② 口座振込の場合に、金融機関への振込依頼書と賃金台帳の金額が一致しない。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第6 賃金・非常勤職員

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第6 賃金・非常勤職員	1 賃金・非常勤職員に適用される就業規則は整備されているか。	・労働基準法第89条 ・短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第7条	＊ 労働基準法にいう労働者には、賃金・非常勤職員も含まれるため、賃金・非常勤職員に適用する就業規則も作成する必要がある。 ◎ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第7条 第7条 事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、当該事業所において雇用する短時間労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くように努めるものとする。 2 前項の規定は、事業主が有期雇用労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとする場合について準用する。この場合において、「短時間労働者」とあるのは、「有期雇用労働者」と読み替えるものとする。	① 賃金・非常勤職員に適用される就業規則を整備していない。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	2 賃金・非常勤職員に対して労働条件等を明示した雇入通知書等の文書を取り交わしているか。	・短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条 ・短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条 ・労働基準法第14条	◎ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条 第6条 事業主は、短時間・有期雇用労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間・有期雇用労働者に対して、労働条件に関する事項のうち労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであって厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「特定事項」という。)を文書の交付その他厚生労働省令で定める方法(次項において「文書の交付等」という。)により明示しなければならない。 2 事業主は、前項の規定に基づき特定事項を明示するときは、労働条件に関する事項のうち特定事項及び労働基準法第15条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものについても、文書の交付等により明示するように努めるものとする。 ◎ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条 第2条 法第6条第1項の厚生労働省令で定める短時間・有期雇用労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項は、次に掲げるものとする。 1 昇給の有無 2 退職手当の有無 3 賞与の有無 4 短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 2～4（略） ◎ 労働基準法第14条 第14条 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年（次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、5年）を超える期間について締結してはならない。 1（略） 2 満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約（前号に掲げる労働契約を除く。）	① 賃金・非常勤職員に対して労働条件等を明示した雇入通知書等の文書を取り交わしていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第6 賃金・非常勤職員

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	3 無期労働契約への転換は、適正に行われているか。	・労働契約法第18条	◎ 労働契約法第18条 同一の使用者との間で締結された2以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この条において同じ。）の契約期間を通算した期間（次項において「通算契約期間」という。）が5年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。 この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件（当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分を除く。）とする。 ※ 申込みは、労働者の権利であり、申し込むかどうかは労働者の自由である。申込み方法については口頭でも良いが、できるだけ書面で行う方が望ましい。 また、事業主も受理した旨の書面を交付することが望ましい。 ※ 通算契約期間について 同一の使用者との間で有期労働契約を締結していない期間（無契約期間）が一定の長さ以上ある場合、その無契約期間以前の契約期間は、通算契約期間に含まれない。（クーリング） ※ 職務内容等の変更がないにもかかわらず、転換後の労働条件を低下させることは望ましくない。	① あらかじめ無期転換申込権を放棄させている。 ② 転換後の労働条件について、規則等別段の定めなく、低下している。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
					B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第6 賃金・非常勤職員

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	4 福岡県の最低賃金(地域別最低賃金)に抵触していないか。	・最低賃金法第4条第1項	◎ 最低賃金法第4条第1項 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。 ＊ 最低賃金の適用を受ける労働者とは、労働基準法上の労働者であり、賃金・非常勤職員も、適用除外の許可を受けた者でない限りは適用される。 ＊ 福岡県の最低賃金 <u>1時間当たり992円（令和6年10月5日～次回改定日の前日）</u> 参考：1時間当たり941円（令和6年10月4日まで）	① 福岡県の最低賃金(地域別最低賃金)に抵触している。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	5 嘱託医との契約及び報酬支給は適正か。			① 嘱託医と契約書を締結（または委嘱状を交付）していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				② 報酬の支給が実態に基づいておらず不適正である。	A	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第 7 社会保険・労働保険

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第 7 社会保険・労働保険	1 社会保険(健康保険・厚生年金)の加入対象者はすべて加入しているか。	・健康保険法第3条 他 ・厚生年金保険法第6条 他	1 社会保険(健康保険・厚生年金) (1) 常時5人以上の職員を使用する施設は、健康保険及び厚生年金保険の強制適用事業所とされているので、新たに施設を設置したときは、社会保険事務所へ加入手続きを取らなければならない。 (2) 職員の採用又は退職に際しては、資格取得又は喪失の届出を行わなければならない。 (3) 賃金・非常勤職員は2ヵ月超の雇用期間、かつ、労働時間が 常勤職員の4分の3以上あれば被保険者となる。 (従業員が100人以下（令和6年10月1日以降は50人以下）の事業所において、労使合意がなされれば、以下の①～④の要件をすべて満たす短時間労働者は社会保険に加入できる。 (要件) ① 週の所定労働時間が20時間以上であること ② 賃金の月額が88,000円以上であること ③ 雇用期間が2ヵ月を超えて見込まれること ④ 学生でないこと ※ 労使合意とは、同意対象者(*)の2分の1以上の同意か同意対象者の過半数を代表する者の同意を得たうえで、事業主が年金事務所に申し出を行うこと。 * 同意対象者とは、 ・厚生年金保険の被保険者 ・70歳以上の被用者（過去に厚生年金の加入期間を有する者） ・上記要件①～④を全て満たす短時間労働者	① 社会保険(健康保険・厚生年金)の加入対象者であるにもかかわらず加入していない職員がいる。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				② 短時間労働者が社会保険に加入する場合に労使合意がなされていない。	C	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第 7 社会保険・労働保険

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	2 労働保険（労災保険・雇用保険）の加入対象者はすべて加入しているか。	・労働者災害補償保険法第3条 ・雇用保険法第5条、第6条第7条	2 労働保険（労災保険・雇用保険） (1) 労働者を1人でも雇用する施設は労災保険及び雇用保険の強制適用事業所とされているので、新たに施設を設置したときは、労働基準監督署及び公共職業安定所へ加入手続きを取らなければならない。 (2) 労災保険は雇用期間、労働時間等に関係なく、すべての賃金・非常勤職員に適用される。 (3) 雇用保険は次の要件を満たす賃金・非常勤職員に適用される。 ア 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。 イ 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。 * 平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、雇用保険の適用対象 (4) 雇用保険の適用対象となる職員の採用又は退職に際しては、資格取得又は喪失の届出を行わなければならない。	① 労働保険（労災保険・雇用保険）の加入対象者であるにもかかわらず加入していない職員がいる。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第 8 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第 8 社会福祉施設職員等退職手当共済制度	1 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の加入対象者はすべて加入しているか。	・ 社会福祉施設職員等退職手当共済法第2条第4項 ・ 社会福祉・医療事業団共済部長通知	(1) 民間社会福祉施設の職員が退職した場合、その経営者に代わって社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき退職手当を支給する制度で、施設の経営者が県社協に申し込み、独立行政法人福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）が契約申込みを受諾することにより契約を締結するもの。 (2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の適正運用について(平成12年4月1日共契第155号社会福祉・医療事業団共済部長通知) 被共済職員とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する加入対象施設等の業務に従事することを要する次の職員をいう。これらの職員については全員加入させる必要がある。 ① 雇用期間の定めのない職員(いわゆる正規職員)は、採用時から加入することとなる。 ② 1年の雇用期間を定めて使用される職員で、その勤務すべき労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者は、採用時から加入することとなる。 ③ 1年未満の雇用期間を定めて使用されてその期間の更新により引き続き1年を経過した職員で、その勤務すべき労働時間が終業規則で定める正規の職員の所定労働時間の3分の2以上の者は、採用から1年を経過した日から加入することとなる。	① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の加入対象者であるにもかかわらず加入していない職員がいる。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第 9 職員の健康診断

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第 9 職員の健康診断	1 職員の健康診断を実施しているか。 (1) 定期健康診断を毎年 1 回実施しているか。	・ 労働安全衛生法第66条 ・ 労働安全衛生規則第44条	(1) 事業所は、常時使用する職員に対し1年に1回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。 ア 既往歴及び業務歴の調査 イ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ウ 身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査 エ 胸部X線検査(★)及び喀痰検査(★) オ 血圧測定 カ 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) キ 貧血の検査(★) ク 肝機能検査(★) ケ 血中脂質検査(★) コ 血糖検査(★) (HbA1cのみの検査は不可) サ 心電図検査(★) ※ (★)の項目については、個々の労働者ごとに厚生労働省の定める基準に基づき、医師が必要でないと認める時に省略できる項目であり、年齢等により機械的に決定されるものではない。 ※ 雇入れ時の健康診断項目（上記項目から喀痰検査を除いたもの。）に省略できる項目なし。	① 定期健康診断を毎年 1 回実施していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	(2) 深夜業（夜勤・宿直）に従事する職員に対しては6ヵ月に1回定期健康診断を実施しているか。	・ 労働安全衛生規則第45条、第13条 ・ 女性の就業環境指針2の(4)	(2) 深夜業（夜勤・宿直）を含む業務に従事する職員に対しては、6ヵ月以内ごとに1回定期に健康診断を実施しなければならない。	① 深夜業（夜勤・宿直）に従事する職員に対して6ヵ月に1回定期健康診断を実施していない。	C	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	(3) 健康診断個人票を作成し、保存しているか。	・ 労働安全衛生規則第51条	(3) 職員に対して行った健康診断の結果について、所定の様式による健康診断個人票を作成して、これを5年間保存すること。	① 健康診断個人票を作成し、保存していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第 9 職員の健康診断

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	(4) 賃金・非常勤職員にも健康診断を実施しているか。	・ 事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針	(平成26年労働省告示第293号) (平成26年7月24日厚生労働省労働基準局長通知) (4) 以下の①及び②の要件を満たす「常時使用する短時間労働者」に対しては、常勤職員と同様の健康診断を行わなくてはならない。 ① 期間の定めのない労働契約により使用される者（期間の定めのある労働契約により使用される者であって、当該契約の更新により1年以上使用されることが予定されている者及び当該労働契約の更新により1年以上引き続き使用されている者を含む）であること。 ② その者の1週間の労働時間がその事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上であること。 なお、①の要件に該当し、1週間の労働時間が通常の労働者の1週間の所定労働時間の2分の1以上4分の3未満である者に対しても一般健康診断を実施することが望ましい。	① 賃金・非常勤職員に健康診断を実施していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	(5) 施設における結核集団感染の防止のための対応をしているか。 (保育所・幼保連携型認定こども園)	・ 福岡市保育課長通知	(平成24年8月2日付け保育所指導課通知) (5) 職員（賃金・非常勤職員を含む。）に施設に於ける結核集団感染を防止するため、結核検診（胸部エックス線撮影）を受診させその結果を確認すること。	① 全職員（賃金・非常勤職員を含む）に結核検診を行っていない。 (採用時・定期健康診断時等)	C	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	(6) ストレスチェックを実施しているか。 (常時労働者50人以上の事業場が対象。)	・ 労働安全衛生法第66条10	(6) ストレスチェック 労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）や、検査結果に基づく医師による面接指導の実施などを事業者に義務付ける制度。 * 平成27年12月1日施行。 * 当分の間、50人未満の事業場は努力義務となっている。 * 法令の規定では、法人一括ではなく、事業場ごとになっている。	① 常時労働者50人以上の事業場において、1年に1回ストレスチェックを行っていない。 ② 常時労働者50人以上の事業場において、1年に1回定期的に労働基準監督署に報告を行っていない。	B B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし ☐ 該当なし

第 9 職員の健康診断

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	(7) 産業医が選任されているか。 （常時労働者50人以上の事業場が対象。） (8) 長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しているか。 （常時労働者50人以上の事業場が対象。） (9) 事業者は、産業医等が労働者からの健康相談に応じるための体制整備に努めているか。 （常時労働者50人未満の事業場が対象。）	・ 労働安全衛生法第13条 ・ 労働安全衛生法施行令第5条 ・ 労働安全衛生法第13条の2	◎労働安全衛生法 第13条 1 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。 2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。 3 （略） 4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。 5 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない。 6 事業者は、前項の勧告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該勧告の内容その他の厚生労働省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。 ◎労働安全衛生法施行令 第5条 1 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。 ◎労働安全衛生法 第13条の2 1 事業者は、前条第一項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。 2 前条第四項の規定は、前項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者について準用する。この場合において、同条第四項中「提供しなければ」とあるのは、「提供するように努めなければ」と読み替えるものとする。 3 事業者は、産業医又は前条第一項に規定する者による労働者の健康管理等の適切な実施を図るため、産業医又は同項に規定する者が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。	① 産業医が選任されていない。 ② 産業医に労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供していない。 ① 産業医等が労働者からの健康相談に応じるための体制整備に努めていない。	B B B	☐ 適 ☐ 不適 ☐ 適 ☐ 不適 ☐ 適 ☐ 不適	☐ 該当なし ☐ 該当なし ☐ 該当なし	

第9 職員の健康診断

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック	
	(10) 衛生委員会が設置されているか。 （常時労働者50人以上の事業場が対象。） (11) 産業医から受けた勧告の内容を衛生委員会に報告しているか。 （常時労働者50人以上の事業場が対象。）	・労働安全衛生法第18条 ・労働安全衛生法第13条の6 ・労働安全衛生法施行令第9条	◎労働安全衛生法 第18条 1 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項 2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。 ただし、第一号の者である委員は、一人とする。 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者 二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者 三 産業医のうちから事業者が指名した者 四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者 ◎労働安全衛生法施行令 第9条 1 法第十八条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。	① 衛生委員会が設置されていない。 ② 産業医から受けた勧告の内容を衛生委員会に報告していない。	B B	☐ 適 ☐ 不適 ☐ 適 ☐ 不適	☐ 該当なし ☐ 該当なし

第10 苦情解決体制

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック	
第10 苦情解決体制	1 福祉サービスに関する苦情解決体制は整備されているか。	・社会福祉法第82条、第65条 ・各施設最低基準、設備及び運営基準 ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決のしくみの指針 ・運営基準条例	◎ 社会福祉法第82条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。 ◎ 社会福祉法第65条 1 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。 2 (略) 3 社会福祉施設の設置者は、第1項の基準を遵守しなければならない。 ◎ 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決のしくみの指針 (平成12年6月7日 障第452号、社援1352号等 最終改正：平成29年3月7日) 1 苦情解決体制 (1) 苦情解決責任者 苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とする。 (2) 苦情受付担当者 サービス利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命し、辞令等の文書で明確にしている。 (3) 第三者委員 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。 ○ 第三者委員の要件 ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。 イ 世間からの信頼を有する者であること。	① 施設長、理事等が苦情解決責任者とされていない。 ② 職員の中から苦情受付担当者を任命していない。 辞令等の文書で明確にしていない。 ③ 第三者委員を理事長が選任していない。 (任命行為等を行っていない。) 委嘱状等の文書で明確にしていない。 ④ 第三者委員を複数選任していない。	B B B C	☐適 ☐不適 ☐適 ☐不適 ☐適 ☐不適 ☐適 ☐不適	☐該当なし ☐該当なし ☐該当なし ☐該当なし

第10 苦情解決体制

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	2 苦情解決のしくみについて利用者に周知しているか。		（例示） 評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など ○ 人数 第三者委員は、中立性・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。 ○ 選任方法 第三者委員は、経営者の責任において選任する。委嘱状等の文書で明確にしている。 （例示） ア 理事会が選考し、理事長が任命する。 イ 選任の際には、運営協議会や利用者等からの意見聴取を行う。 ○ 報酬 第三者委員への報酬は中立性確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましい。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えない。なお、かかる経費について措置費等により支出することは差し支えないものとする。 2 苦情解決の手順 （1）利用者への周知 施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決のしくみについて周知する。 （2）苦情の受付 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。 （3）苦情受付の報告・確認 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。（第三者委員について苦情申出人が拒否した場合を除く。） （4）苦情解決に向けての話し合い 苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、必要に応じて第三者委員の助言、立ち会いを求めることができる。	① 苦情解決のしくみについて利用者に周知していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第10 苦情解決体制

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
	3 苦情解決の受付簿等関係書類は整備されているか。		(5) 苦情解決の記録、報告 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について記録するとともに、苦情解決責任者は一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。また、苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間後、報告する。	① 苦情解決の受付簿等関係書類が整備されていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	4 迅速な対応が行われているか。 （保育所又は措置施設で、委託費又は措置費の弾力運用の第3段階に該当する場合の要件）		(6) 迅速な対応 定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っている。	① 迅速な対応が行われていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	5 解決結果は公表されているか。		(7) 解決結果の公表 解決結果については、個人情報に関するものを除き「事業報告書」、「広報誌」、「ホームページ」等の実績を掲載し、公表する。	① 解決結果が公表されていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第11 防火・防災対策

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第11 防火・防災対策	1 防火管理者の選任・届出は行われているか。	・ 消防法第8条 ・ 消防法施行規則第4条 ・ 消防法施行令第3条、第4条	(1) 選任・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なくてはならない。 (2) 資格 防火管理者に関する講習会の課程を修了した者等、防火管理者の資格を有する者で当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものでなくてはならない。 (3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。 その業務は以下のとおり。 ① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施 ③ 消防用水又は消防活動上必要な設備点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務	① 防火管理者の選任・届出をしていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	2 消防計画は適正に作成・届出・周知されているか。 (1) 消防計画を作成し、所轄消防署へ届出(変更届出)しているか。 (2) 消防計画の最新の内容に関係者に周知しているか。	・ 消防法施行規則第3条	(1) 防火管理者は、施設の実態に則した実効ある計画を作成し、すみやかに所轄消防署長に提出しなければならない。また、建物の増改築その他の理由で計画を変更した場合も同様である。 (2) 消防計画に策定すべき内容は概ね次のとおり。 ア 自衛消防の組織に関すること。 イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。 ウ 消防用設備等の点検及び整備に関すること。 エ 避難通路、避難口、安全区画、排煙又は防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。 オ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。	① 消防計画を作成し、所轄消防署へ届出(変更届出)していない。 ① 消防計画の最新の内容に関係者に周知していない。	B B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし ☐ 該当なし

第11 防火・防災対策

[illegible]

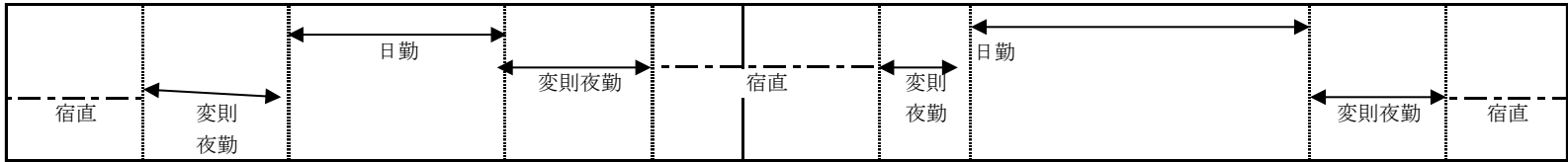
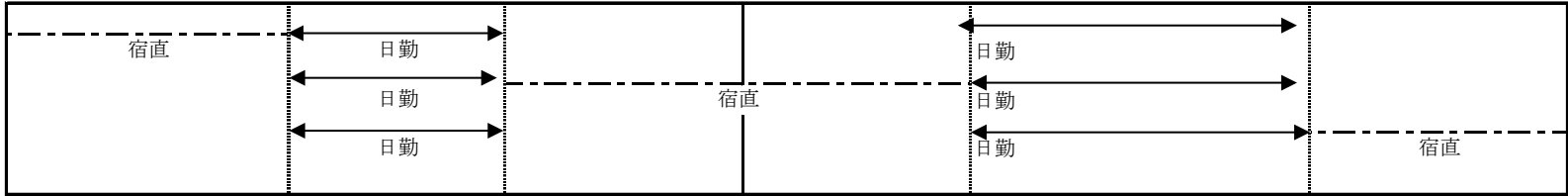
第11 防火・防災対策

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック												
	4 消防用設備は適正に管理されているか。 (1) 消防用設備の検査を年2回行い、うち1回について、結果を消防署に報告しているか。	・ 消防法第17条の3の3 ・ 消防法施行規則第31条の6	(1) 消防用設備については、年2回検査を実施するとともに、年1回、その結果を消防署に報告する必要がある。 法令に定められた点検期間は次のとおり。 ア 機器点検 6月毎 イ 総合点検 1年毎	① 消防用設備の検査が年2回行われていない。 ② 消防用設備の検査結果について、年1回消防署に報告していない。	B B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし										
	(2) 消防署の立入検査によって指示事項があった場合は、すみやかに改善がなされているか。	・ 消防法第4条	(2) 消防署の立入検査があった場合において、指示があった場合は、すみやかに指示事項に対する改善がなされなければならない。	① 消防署の立入検査によって指示事項があったにもかかわらず改善がなされていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし										
5 夜間勤務体制は適正か。		・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について	(1) 標準的な勤務形態として施設の種別に応じて交替制、宿直制がとられており、原則としてこの勤務形態を確保しなければならない。	① 夜勤又は宿直を行う職員が適正に配置されていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし										
(昭和62年9月18日社援第107号) ※ 施設の種類毎の勤務体制 <table><tr><th>勤 務 態 勢</th><th>施設の種類</th></tr><tr><td>3直三交代制</td><td>特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、乳児院</td></tr><tr><td>2直三交代制</td><td>知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害児施設</td></tr><tr><td>2直変則二交代制</td><td>重度身体障害者更生援護施設、救護施設</td></tr><tr><td>宿直制</td><td>養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス含む)、重度身体障害者授産施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設</td></tr></table> (注) 特別養護老人ホームの介護職員の勤務体制については、3交代制を基本とするが、入所者の処遇が確保される場合は、2交代制勤務もやむを得ないものとする。									勤 務 態 勢	施設の種類	3直三交代制	特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、乳児院	2直三交代制	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害児施設	2直変則二交代制	重度身体障害者更生援護施設、救護施設	宿直制	養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス含む)、重度身体障害者授産施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設
勤 務 態 勢	施設の種類																	
3直三交代制	特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、乳児院																	
2直三交代制	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害児施設																	
2直変則二交代制	重度身体障害者更生援護施設、救護施設																	
宿直制	養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス含む)、重度身体障害者授産施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設																	

第11 防火・防災対策

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック																																																																																																																																																																																						
			(2) 夜勤・宿直に対する手当については、委託費上所要 の予算措置を講じているので、配置人員表を目安とし て夜間配置すること。																																																																																																																																																																																									
			※ 夜間配置人員表 <table><tr><th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="4">宿直手当</th><th colspan="4">勤手当</th><th colspan="3"></th></tr><tr><th>定員 50人</th><th>定員 70人</th><th>定員 110人</th><th>定員 140人</th><th>定員 50人</th><th>定員 70人</th><th>定員 90人</th><th>定員 110人</th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>特別養護老人ホーム</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>養護老人ホーム</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>身体障害者療護施設</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>重度身体障害者更生援護施設</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>重度身体障害者授産施設</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>視覚障害者更生施設</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>聴覚・言語障害者更生施設</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>救護施設</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>知的障害者更生施設</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>知的障害者授産施設</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>知的障害児施設</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>盲ろうあ児施設</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>乳児院</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※ 交替制勤務の例 ① 3直三交替制 ……1日の24時間を、日勤、準夜勤、深夜勤のような3組の勤務形態に分けて、各組毎に交替しながら連続して勤務する形態 PM12:00 AM8:30 PM5:30 PM12:00 AM8:30 PM5:30 PM12:00 ←深夜勤→ ←日勤→ ←準夜勤→ ←深夜勤→ ←日勤→ ←準夜勤→ ② 2直二交替制 ……1日の24時間を、日勤、準・深夜勤のような2組の勤務形態に分けて、各組毎に交替しながら連続して勤務する形態 PM12:00 AM8:30 PM5:30 PM12:00 AM8:30 PM5:30 PM12:00 ←準・深夜勤→ ←日勤→ ←準・深夜勤→ ←日勤→ ←準・深夜勤→	施設の種類	宿直手当				勤手当							定員 50人	定員 70人	定員 110人	定員 140人	定員 50人	定員 70人	定員 90人	定員 110人				特別養護老人ホーム	1	1	1	1	2	3	4	5				養護老人ホーム	2	2	2	3	—	—	—	—				身体障害者療護施設	1	1	1	1	2	3	4	5				重度身体障害者更生援護施設	1	1	2	2	—	—	—	—				重度身体障害者授産施設	1	1	2	1	—	—	—	—				視覚障害者更生施設	1	1	1	1	—	—	—	—				聴覚・言語障害者更生施設	1	1	1	1	—	—	—	—				救護施設	1	1	2	2	—	—	—	—				知的障害者更生施設	—	—	—	—	2	3	3	3				知的障害者授産施設	—	—	—	—	2	3	3	3				知的障害児施設	—	—	—	—	2	3	3	3				盲ろうあ児施設	—	—	—	—	2	3	3	3				乳児院	—	—	—	—	4	4	4	4									
施設の種類	宿直手当				勤手当																																																																																																																																																																																							
	定員 50人	定員 70人	定員 110人	定員 140人	定員 50人	定員 70人	定員 90人	定員 110人																																																																																																																																																																																				
特別養護老人ホーム	1	1	1	1	2	3	4	5																																																																																																																																																																																				
養護老人ホーム	2	2	2	3	—	—	—	—																																																																																																																																																																																				
身体障害者療護施設	1	1	1	1	2	3	4	5																																																																																																																																																																																				
重度身体障害者更生援護施設	1	1	2	2	—	—	—	—																																																																																																																																																																																				
重度身体障害者授産施設	1	1	2	1	—	—	—	—																																																																																																																																																																																				
視覚障害者更生施設	1	1	1	1	—	—	—	—																																																																																																																																																																																				
聴覚・言語障害者更生施設	1	1	1	1	—	—	—	—																																																																																																																																																																																				
救護施設	1	1	2	2	—	—	—	—																																																																																																																																																																																				
知的障害者更生施設	—	—	—	—	2	3	3	3																																																																																																																																																																																				
知的障害者授産施設	—	—	—	—	2	3	3	3																																																																																																																																																																																				
知的障害児施設	—	—	—	—	2	3	3	3																																																																																																																																																																																				
盲ろうあ児施設	—	—	—	—	2	3	3	3																																																																																																																																																																																				
乳児院	—	—	—	—	4	4	4	4																																																																																																																																																																																				

第11 防火・防災対策

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック	
			③ 2直変則二交替制 ……夜勤の勤務者が、日勤者の終了時(通常17時30分頃)から就業し、翌朝の日勤始業時(通常8時30分頃)まで勤務する勤務形態。ただし、深夜(概ね22時から翌朝5時まで)は宿直勤務となる。  ④ 宿直制 …… 日勤の勤務を終了した者が引き続き翌朝の日勤始業時まで宿直し、また、日勤の勤務に就く勤務形態  (3) 特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設については、夜勤者（直接処遇職員）とは別に、宿直者を必ず配置すること。 (4) 宿直については、宿直専門の賃金・非常勤職員を雇い上げる等の創意工夫を行うこと。				

第12 衛生管理

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第12 衛生管理	1 飲用井戸がある場合、水質検査を1年以内ごとに1回行っているか。	・ 飲用井戸等衛生対策要領の実施について ・ 社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について ・ 水道法第34条の2 ・ 水道法施行規則第55条、第56条	・ 小規模受水槽(有効容量が10立方メートル以下)についても、10立方メートル以上の場合に準じて管理することが望ましい。	① 飲用井戸がある場合、水質検査を1年以内ごとに1回行っていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	2 受水槽等(有効容量が10立方メートル以下の小規模受水槽を除く)について、清掃を1年以内ごとに1回行っているか。 また、水質検査を1年以内ごとに1回行っているか。			① 受水槽等(有効容量が10立方メートル以下の小規模受水槽を除く)について、清掃を1年以内ごとに1回行っていない。 又は、水質検査を1年以内ごとに1回行っていない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第13 設備

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第13 設備	1 児童に対する保育室等の面積が最低基準を下回っていないか。	・最低基準条例	* 児童に対する保育室等の面積が最低基準を上回っている。	① 各保育室において、面積基準を超える児童の受入れを行っている。	A	☐適 ☐不適	別紙、最低基準様式2を参考に点検すること	☐ 該当なし
	2 満2歳以上の児童に対する屋外遊戯場の面積等が最低基準を下回っていないか。		* 屋外遊戯場には、付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所（公園等で市長が認めたもの）を含む。園庭外に公園等を利用している場合は、下記に記入。 代替場所【 】 面積 【 m ² 】	① 屋外遊戯場において、面積基準を超える児童の受入れを行っている。	A	☐適 ☐不適		☐ 該当なし
	3 その他、最低基準に規定する設備等が設置されているか。		* 最低基準の全ての項目を遵守している。	① 基準を満たしていない項目がある。	A	☐適 ☐不適		☐ 該当なし

第14 保育時間（開所日・開所時間）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第14 保育時間（開所日・開所時間）	1 開所日を遵守しているか。	・ 保育所運営要綱	* 保育所の開所日は、原則として次に掲げる日を除いた日 ・ 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 年末年始（12月29日～31日、1月2日～3日）	① 独自に閉所をしている日がある。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	2 開所時間を遵守しているか			① 独自に遅い開所時間や早い閉所時間等を設定している。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
				② 遅い時間の登園や早い時間のお迎えを強要している。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	3 家庭保育の強要をしていないか。			① 家庭保育を強要している。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
			* 保護者に、家庭保育の協力依頼をする際は、強要と受取られないよう表現に十分配慮する。 (問題となりやすい例) ・ 土曜日や早朝(利用希望者へ保育を実施すること) ・ 園行事等の後の早めのお迎え(強要とならないよう配慮すること) ・ 開所日に実施される親子遠足への参加依頼(強要とならないよう配慮すること) ・ 5歳児について、卒園式から年度末(3月31日)までの期間(預けにくい雰囲気にならないよう配慮すること)	② 家庭保育の協力依頼が実質的に強要となっている。	C	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

第15 その他

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検 ※いずれかにチェック		
第15 その他	1 福祉サービスの評価 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。	・ 社会福祉法第78条	◎ 社会福祉法第78条 1 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。	① 福祉サービスの質の評価が自己評価や第三者評価等により行われていない。又は、評価結果に対する措置を講じていない。	C	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	2 職員宿舍・管理人室 水道光熱費の負担など不適切な部分はないか。			① 水道光熱費の負担・報酬の支払・使用料の負担など不適切な部分がある。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	3 業務管理体制が整備されているか。 (施設又は事業所が全て福岡市内に所在する場合のみ)	・ 子ども・子育て支援法第55条 ・ 福岡市子ども・子育て支援法施行規則	○ 整備すべき内容 確認を受けている施設又は事業所の数が1以上20未満の場合は(1)、20以上100未満の場合は(1)(2)、100以上の場合は(1)(2)(3)を整備すること。 (1) 法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）の選任 (2) 法令遵守規程の整備 (3) 業務執行の状況の監査の定期的な実施 * 平成27年4月から整備及び届出が義務付けられた。 ◎ 福岡市子ども・子育て支援法施行規則第26条 法第55条第2項の規定による届出は、特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する届出書を市長に提出して行わなければならない。 ◎ 福岡市子ども・子育て支援法施行規則第27条 法第55条第3項又は第4項の規定による届出は、特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)を市長に提出して行わなければならない。	① 業務管理体制を整備し、市へ届出（変更届出）していない。	B	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
	4 その他施設運営に関し不適正な取り扱いはないか。			① 重大な問題がある。 ② 問題がある。	A B	☐ 適	☐ 不適	☐ 不適